
令和6年度 第2回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

【議題】 令和7年度国民健康保険事業の運営について

【審議事項】

- 1 国民健康保険料の賦課割合の改定について
- 2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【報告事項】

- 1 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

令和7年度国民健康保険事業の運営について

令和7年度国民健康保険事業の予算編成にあたっては、保険料の賦課割合の改定および賦課限度額の引上げ等を予定しており、次の1から4の内容を踏まえて行うこととする。

1 令和7年度の事業費納付金

北海道全体で必要となる保険給付費の総額から公費や他の保険者からの交付金などを控除した額が、北海道全体の保険料等で集めるべき事業費納付金の総額となるが、令和7年度の事業費納付金の総額は、国から示された確定係数をもとに北海道が算定したところ、前年度と比べて減少した。

このため、北海道から本市に示された令和7年度の事業費納付金は、前年度と比べ3.91%の減となったが、全道の1人当たり保険給付費が増となったことなどにより、1人当たりの納付金については、2.30%程度増加する見込みである。

2 賦課割合について

(審議事項)

被保険者が負担する保険料は、賦課割合や収納率、保健事業に要する費用などの違いにより、居住する市町村によって異なる状況にあることから、北海道では、被保険者間の負担の公平化を進めるため、令和12年度を目途に、道内のどこに住んでいても同じ保険料負担になる「保険料水準の統一」を目指している。

これに向けて、本市においても、北海道が示す標準保険料率に近づけていく必要があり、賦課割合を所得割から均等割・平等割に段階的に移行させることとしている。

3 賦課限度額について

(審議事項)

本市の賦課限度額については、平成26年度から国と同額としているところであるが、令和7年度税制改正大綱において、国は国民健康保険料の賦課限度額の基礎賦課分を1万円、後期高齢者支援金等賦課分を2万円、合計で3万円引上げることを盛り込んでおり、今後、国民健康保険法施行令を改正する見込みである。

4 法定軽減基準の見直し

低所得者に対する国民健康保険料の法定軽減（所得に応じて、均等割と平等割の7割・5割・2割を軽減）のうち、5割および2割の軽減対象者について、国は令和7年度税制改正大綱において、軽減判定所得基準の見直しを盛り込んでいるところである。

国民健康保険法施行令が改正された場合、本市においても、令和7年度分保険料から、改正後の基準を適用することとなる。

区分	改定前（令和6年度）	改定後（令和7年度）
	世帯合計所得	世帯合計所得
7割軽減	43万円以下	43万円以下
5割軽減	43万円＋ (29.5万円×国保加入者数)以下	43万円＋ (30.5万円×国保加入者数) 以下
2割軽減	43万円＋ (54.5万円×国保加入者数)以下	43万円＋ (56万円×国保加入者数) 以下

1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

審議内容

賦課割合について、所得割を100分の45に、均等割を100分の35にそれぞれ改定する。

(1) 賦課割合の改定

令和7年度の賦課割合については、次のとおり改定する。

(単位：%)

区 分	令和5年度 賦課割合	令和6年度 賦課割合	令和7年度 賦課割合(案)	標準保険料率の 賦課割合※
所得割	47	<u>46</u> →	<u>45</u>	41
均等割	33	<u>34</u> →	<u>35</u>	35
平等割	20	20	20	24

※ 標準保険料率は令和7年度納付金(仮係数)ベースによるものであり、今後、変更される可能性がある。

(2) 改定後の賦課割合の適用

令和7年度保険料の賦課から適用

2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

審議内容

賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する。

(1) 賦課限度額の改定

令和7年度の賦課限度額については、次のとおり改定する。

年 度	賦課限度額 (基礎分・後期分・介護分の合計)	
	国 (政令)	本 市
令和5年度 (改定)	104万円	104万円
令和6年度 (改定)	106万円	106万円
令和7年度 (改定)	109万円^{※1}	109万円

※1 令和7年度における国の賦課限度額は、現時点においては政令改正前であることから、税制改正大綱に記載の額である。引き上げとなる3万円の内訳は、基礎賦課分が1万円、後期高齢者支援金等賦課分が2万円である。

(参考) 国における限度額該当世帯の割合 (令和7年度(推計)) ※2

	基礎賦課分①	後期高齢者支援金等賦課分②	小 計 ①+②	介護納付金 賦課分	合 計
令和6年度	1.70%	2.01%	1.78%	0.98%	1.56%
令和7年度 引上げ前	1.73%	2.09%	1.84%	0.98%	1.59%
令和7年度 引上げ後	1.69%	1.82%	1.72%	0.98%	1.50%

※2 令和6年度は、限度額(合計)の超過世帯割合が1.56%となっており、限度額を据え置いた場合、基礎賦課分および後期高齢者支援金等賦課分の超過世帯割合が上昇し、令和7年度超過世帯割合が1.59%となるが、賦課限度額を3万円引き上げることにより、1.50%に抑制される見込みである。

(2) 改定後の賦課限度額の適用

令和7年度保険料の賦課から適用

1 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したが、現時点において、新規加入者等への「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付にあたり、窓口での混乱等は生じていないところである。

(1) これまでの経過

・令和6年7月

国保加入者に有効期限が令和7年7月31日までの従来の保険証を一斉送付（年齢によって有効期限が短い場合もある。）

・令和6年12月2日以降

新規加入者等にマイナ保険証の利用登録の有無を踏まえ、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付

・資格確認書

マイナ保険証の利用登録をされていない方へ従来の保険証の代わりに交付するものであり、「資格確認書」を医療機関等へ提示することにより、保険診療を受けることができる。

・資格情報のお知らせ

マイナ保険証の利用登録をされている方へ自身の資格情報を簡易に確認いただけるように交付するものであり、マイナ保険証を利用できない医療機関等を受診する場合には、マイナ保険証とあわせて提示することにより、保険診療を受けることができる。

(2) 今後の予定

・令和7年7月

国保加入者に従来の保険証の有効期限である令和7年7月31日を迎える前にマイナ保険証の利用登録の有無を踏まえ、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を一斉送付

(3) その他（令和6年11月末時点）

- | | |
|------------------------|-------|
| ・国保加入者に占めるマイナ保険証登録者の割合 | 65.9% |
| ・国保加入者のマイナ保険証の利用率 | 28.5% |
| ・マイナ保険証の利用登録の解除申請者数 | 33名 |